

令和 2 年度第 2 回
定期監査結果報告書

多治見市監査委員

監査結果

令和2年8月19日付け多監第61号－1により多治見市長に通知した監査について、次の通り決定する。

令和2年11月11日

多治見市監査委員 尾関 恵一

同 若林 正人

第1 監査基準 多治見市監査基準に準拠

第2 監査の種類
地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

第3 監査の期日
令和2年10月15日及び10月16日

第4 監査の対象部署

- 1 教育委員会 : 教育総務課、教育推進課、教育研究所、教育相談室、文化財保護センター、各調理場
- 2 福祉部 : 福祉課、高齢福祉課、子ども支援課、各幼稚園及び各保育園
- 3 市民健康部 : 市民課、保険年金課、保健センター
- 4 会計課
- 5 議会事務局
- 6 選挙管理委員会事務局

第5 監査の対象事務
令和元年10月1日から令和2年9月30日までににおける財務に関する事務及びその他の事務の執行

第6 監査の実施内容
監査の対象部署からあらかじめ提出された資料及び関係書類に基づき、所管の長及び関係職員から説明を聴取し、財務に関する事務事業が効果的、合理的かつ経済的に実施されているかを主眼とし、証拠書類の照合調査等通常実施すべき監査手続きを実施したほか、必要と認められるその他の監査手続きを実施した。

この監査のため、対象部署及び財政課に対し提出を求めた主な資料は次のとおりである。

- 1 事業及び事務の執行状況説明書
- 2 予算重点施策説明書
- 3 負担金補助及び交付金明細書
- 4 委託料明細書
- 5 工事請負費明細書
- 6 支出命令書及び契約書等の関係書類（抽出分）

第7 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務事業は、おおむね適正に執行され、効率的かつ公正な運営が確保されていると認めた。

なお、軽易な事項についてはその都度口頭で指摘したところであり、議会との情報共有についてはコロナ禍にあっても引続き徹底されるよう要望するものであるが、意見書に記すべき事項は特になかった。